

大山町事業者向け 電子契約サービス導入に関する説明会

日時:令和8年6月22日(月) 午後2時～
会場:大山町役場 本庁第2・3会議室/WEB
主催:大山町 財務課
運営:弁護士ドットコム株式会社

1. 電子契約の概要

2. 利用対象とする契約

3. 契約締結の流れ

- 概要

- 電子契約利用申出書について

- 契約書の保管について

4. 承認者、承認ルートについて

5. 今後のスケジュールについて

6. アンケート、ご不明点のお問い合わせ方法について

1.電子契約とは

1. 電子契約の概要

電子契約とは…

従来の押印方式で行っていた契約締結をインターネット上の「クラウドサービス」を活用し、事業者と紙面のやり取りを行わず契約締結が**可能**となるもの。※紙媒体での契約締結を拒むものではない。



電子契約のメリット

- ・契約書(請書)への印紙貼付が不要となるため、金銭的負担(業者)の削減
- ・契約書(請書)の印刷、製本に係る時間的コストの削減
- ・契約締結から着工・着手までの時間的ロスの削減
- ・契約書(原本)はネット上にあるため、関係資料の保管・管理が容易に

現在の運用との比較

項目	現行(紙+押印)	導入後(電子契約)
契約締結作業	印刷・製本・押印・郵送	ネット上にPDFをアップ
事業者負担	印紙代・郵送代	印紙不要・即時締結
所要時間	1週間~10日程度	数分~1時間

2.利用対象とする契約

2. 対象とする契約

契約者双方が作成し保管する書類を中心に、電子契約での運用を行います。

例: 契約書(請書)、協定書、承諾書、覚書など

令和8年8月1日(土)以降に契約を行う契約が対象となります。

指名競争入札においては、指名通知書にて電子契約対象であるかどうかご案内します。

【電子契約ができない契約】

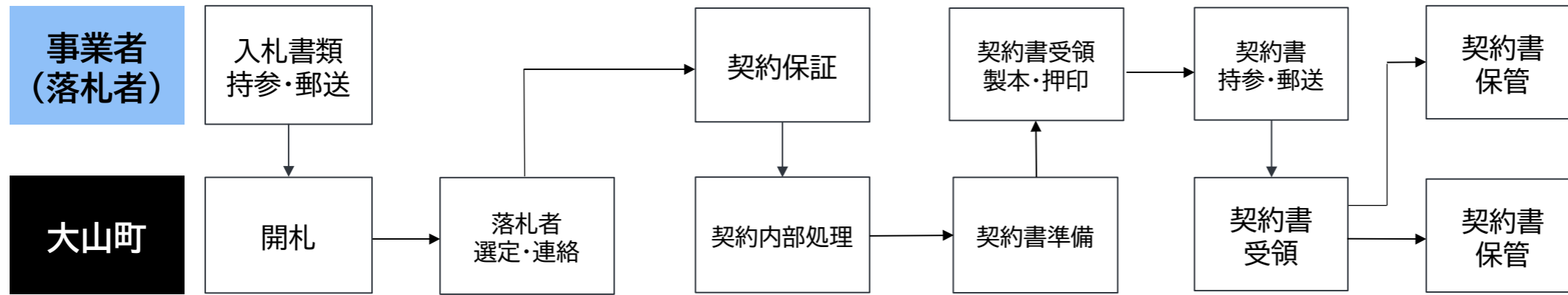
- ・土地・建物貸付(売買)契約
- ・事業用定期借地権契約(借地借家法 第23条)
- ・任意後見契約(任意後見契約に関する法律 第3条)
- ・企業担保権の設定又は変更を目的とする契約(企業担保法 第3条)

その他、具体的な契約ごとの利用可否については、財務課に相談

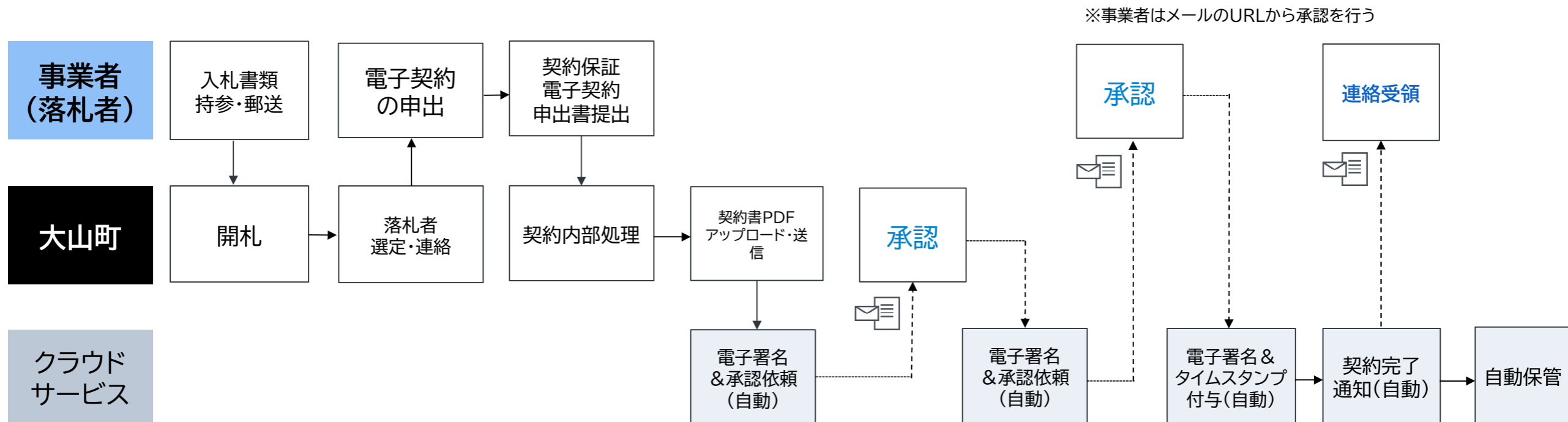
3. 契約締結の流れ

3. 契約締結の流れ(概要)

現状の契約業務フロー(指名競争入札の場合)



電子契約で契約を行う場合の業務フロー(指名競争入札の場合)



3. 契約締結の流れ(電子契約利用承諾書について)

電子契約利用申出書

令和 年 月 日

大山町長 様

所在地	<input type="text"/>
商号又は名称	<input type="text"/>
代表者氏名	<input type="text"/>

大山町と電子契約サービスを利用して行う契約の締結における契約締結権限者及び契約締結に使用するメールアドレスは、次のとおりです。

案件名	<input type="text"/>
-----	----------------------

確認者①【契約締結権限者】

役職	<input type="text"/>	氏名	<input type="text"/>
メールアドレス	<input type="text"/>		

確認者②【担当者】 ※確認者②については必要がなければ省略可能

氏名	<input type="text"/>
メールアドレス	<input type="text"/>

留意事項

- (1) 本書は押印不要です。ご提出は電子メールでお願いいたします。
- (2) フリーメール(自由にメールアドレスを取得し、ブラウザを通じてメールを送受信できる無料サービス)のアドレスは使用できません。
- (3) 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。
- (4) 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については、書面交付することとします。
 - ①電磁的措置の種類
コンピューター・ネットワーク利用の措置
 - ②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式
電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法

電子契約を利用する際は、事業者から電子契約利用申出書を提出していただく必要があります。(押印省略可)

→電子契約の利用は事業者様の承諾が必要。

- ・提出タイミング: 落札決定後(各契約毎)
- ・様式: HPからダウンロード
- ・提出方法: 事業者からメールで提出

3. 契約締結の流れ(契約書の保管)

電子契約サービスにて契約相手方及び大山町側双方の確認(承認)が行われると、電子署名¹及びタイムスタンプ²が付与された電子契約ファイル(締結済みファイル)が作成されます。

※契約書の保管方法については、特段の定めはしませんが、あくまでもインターネット上にあるものが原本です。
※契約締結後に電子契約の合意締結証明書がシステムからダウンロードができます。



¹電子署名 = 誰がどの案件に合意したのかを証明します。

²タイムスタンプ = いつ合意したのかを証明します。

³合意締結証明書 = 電子署名とタイムスタンプで証明されたものをシステムから発行できる証明書

4.承認者、承認ルートについて

4.承認者、承認ルートについて

(1)承認者について

町で誰を承認者にするかは定めません、業者様の社内規程等に基づき申し出てください。

(2)承認ルートについて

電子契約システムの承認ルートは以下のとおりとします。

大山町担当者→大山町承認者→事業者担当者→事業者承認者→**契約締結**

※承認(事業者)ルートは必ずしも2名である必要はありません、事業者様が認めた場合は1名でも可能

※2名以上を承認者に設定することは事務が複雑化することを避けるため、原則できません。

5. 今後のスケジュールについて

6. アンケート、ご不明点のお問い合わせ方法について

5.今後のスケジュールについて

システム利用開始:令和8年8月1日(土)※実質的は令和8年8月3日(月)～

事業者向け説明会:令和8年6月22日(月)

操作マニュアル:本説明会后、本日の説明資料を大山町HPにて公開予定

6.アンケート、ご不明点のお問い合わせ方法について

本説明会についてアンケートを回収させていただきます。

【回収方法】

アンケートフォームはこちら↓

現地参加の方

- ・右記、QRコードを読み取りフォームから回答してください。
- ・この後、配布しております用紙に記入し、退出時に職員にお渡しください。



WEB参加の方

- ・Zoomの退出時に自動的に回答フォームが立ち上がりますので回答してください。

本説明会でいただきました質問については、後日HPにて回答を掲載させていただきます。

本日はお忙しい中、本説明会にご出席いただきありがとうございました。